

令和8年度 日本学生支援機構第一種奨学金 返還支援対象者 募集要項

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な方で、卒業後は県内に就職・定着し、かつ地域の中核的企業等を担う人材と成り得る方を支援するため、(独)日本学生支援機構の第一種奨学金(以下、「第一種奨学金」という。)の貸与を受ける方について、卒業後の県内での定住、就業等の条件を満たした場合、第一種奨学金返還時にその返還額の一部支援を行います。

お申込みの際には、募集要項の内容を十分ご確認のうえ、必要書類を提出してください。

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 募集期間 | 令和7年6月27日(金) ～ 9月26日(金) |
| 2 | 募集人員 | 100人 |
| | | 10人 |
- 申込資格を満たし、令和8年度に大学等に在学、または進学・進級を予定する人で、第一種奨学金を申込予定の人。
ただし、大学院への進学を予定する人を10名まで優先します。

申込資格を満たし、大学等に在学する人で、既に第一種奨学金の貸与を受けている人。

※申込者数が募集人員を大幅に下回る場合等は、追加募集を実施する可能性があります。

3 申込資格

次に該当し、以下に示す(ア)～(オ)の要件を満たす人。

- (1) 令和8年度に大学、短期大学、大学院、専修学校(専門課程)、高等専門学校(第4、5学年及び専攻科)(以下「大学等」という。)の理工系学部(理学部、工学部、農学部、薬学部等の学部、学科)へ進学・進級して第一種奨学金の貸与を受ける予定の人
◎下記の(ア)～(オ)の要件を満たす必要があります。
- (2) 大学等の理工系学部[※]に在学する人で、令和8年4月以降に第一種奨学金を申込み、1年以上貸与を受ける予定の人
◎下記の(ア)～(オ)の要件を満たす必要があります。
- (3) 大学等の理工系学部[※]に在学し、既に第一種奨学金の貸与を受けている人で、令和8年4月以降の残貸与期間が1年以上ある人
◎下記の(ア)、(イ)及び(オ)の要件を満たす必要があります。
- ※卒業後、観光関連分野への就業を予定し、その業務に直接関連する大学等の学部、学科(理工系学部以外の学部・学科含む)に進学・進級予定の人又は在学する人は、(1)～(3)いずれの場合も、申し込み可能です。

(ア)大学等を卒業後、県内での居住、特定分野の業種(P6参照)への就業(公務員を除く)を予定している人。

(イ)保護者(父母)又はこれに代わる人が、香川県内に居住する人であること。

(県内大学等に進学・進級を予定する人又は県内大学等に在学する人は除く。)

(ウ)第一種奨学金の学力基準を満たす人。(次ページのとおりに。第一種奨学金の学力基準等については、変更となる場合もありますので、詳細は、(独)日本学生支援機構のホームページをご覧ください。)

ただし、低所得世帯(生計を維持する者の住民税所得割が非課税である世帯)に係る学力基準の特例は適用しません。

区 分		第一種奨学金 の採用形態	第一種奨学金の基準
大学、短期大学、 専修学校の専門 課程に進学を予 定する人	高等学校、中等教育学校の後期 課程、特別支援学校の高等部、 専修学校の高等課程（以下「高 等学校等」という。）に在学又は 卒業した人	予約採用 〔在学学生 卒業後2年以内〕 在学採用 〔在学学生 卒業生〕	高等学校等の第1学年から申込時までの学習成績の評定を 全履修科目について平均した値が3.5以上 ・大学、短期大学への進学予定者は、高等学校等の最終2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5以上 ・専修学校（専門課程）への進学予定者は、高等学校等の 最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均し た値が3.2以上
	高等学校卒業程度認定試験（旧 大学入学資格検定）に合格した人	予約採用 在学採用	
大学院に進学を予定する人		予約採用 （在学採用）	大学、大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又 は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備え て活動することができると認められること
大学院に在学する人		在学採用	
大学、短期大学、専修学校の専門課程に在学する人		在学採用	本人の属する学部又は学科における学習成績が上位3分の 1以内であること
高等専門学校4、5年生に進級を予定する人又は専 攻科1、2年生に進学・進級を予定する人		在学採用	本人の属する学科における学習成績が平均水準以上である こと
高等専門学校を卒業し、大学へ編入学を予定する人		在学採用	本人の属する学部又は学科における学習成績が上位3分の 1以内であること

※大学院によっては予約採用を行っていない大学もあるため、予約採用の有無について、進学予定先 に確認してください。

（エ）家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支えている人）の認定所得金額（父母等の家計支持者の総収入金額から、給与所得控除額や特別控除額を差し引いた金額）が、（独）日本学生支援機構が定める第一種奨学金の収入基準額以下であること。

ただし、大学院において第一種奨学金の貸与を受けようとする人については、本人の収入及び配偶者の定職収入の合計額が認定所得金額となります。

【大学・短期大学・専修学校（専門課程）へ進学予定の方の家計基準】

（（独）日本学生支援機構ホームページより作成）

< 収入・所得の上限額の目安（予約採用） >

世帯 人数	想定する世帯構成	（○）が給与所得 者の世帯	（○）が給与所得 者以外の世帯
		（世帯の年間の 給与収入金額）	（世帯の年間の 所得金額）
2人	本人、親A（○）	761	546
3人	本人、親A（○）、 親B（無収入）	716	536
4人	本人、親A（○）、 親B（○※1）、中学生	803	552
5人	本人、親A（○）、親B （○※1）、中学生、小学生	905	629

※1 親Bは、例として、給与所得の場合は収入300万円、給与所得以外の場合は所得200万円としています。

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。詳細は日本学生支援機構HPなどでご確認ください。

(オ) 次の奨学金等を令和8年4月分以降、受給していない人。

□香川県の医学生修学資金、看護学生修学資金、獣医学生修学資金

□母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

※香川県大学生等奨学金、(独)日本学生支援機構の給付型奨学金及び第二種奨学金(有利子)との併給は可能です。

4 申込手続

(1) 提出書類

以下の申込書等をⅠ、Ⅱのいずれかの方法により提出してください。

Ⅰ 「県内の高等学校等に在学する人」と「県内の高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人」は、①, ②, ④, ⑤の書類を在学中または卒業した高等学校等へ提出のうえ、以降の手続きについて高等学校等の指示に従ってください。

Ⅱ 上記Ⅰ以外の方は、①～⑤の書類を、県政策課にメール又は郵送にて提出してください。

※ 既貸与者については「奨学生証」のコピーを追加で提出ください。

①大学生等奨学金貸付予約及び第一種奨学金返還支援対象者認定申込書(別紙様式第1号)

※ 既貸与者の場合は第一種奨学金返還支援対象者認定申込書(別添様式第3号)

②住民票の写し(コピー可)

◎世帯に属する方全員の住民票の写しです。

・続柄記載があり、発行日から概ね3カ月以内のもの。(本籍、個人番号は記載不要。)

◎上記以外に次の者は本人と生計を一にしている家族とみなし、同一世帯員とします。

- ・勤務地に赴任し、別居している家計支持者。
- ・就学や病気療養のために一時的に別居している者。
- ・主として扶養している別居の祖父母。
- ・その他、上記のいずれかと同様の状態にある者。

③学習の成績を証明する書類

◎申込区分に応じて、第一種奨学金の学力基準を満たすことが確認できる書類(成績証明書、成績調査書など)を添付してください。

申込区分	必要な証明書
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(3年生)、専修学校の高等課程に在学又は卒業した人	在学校の第1～2学年又は卒業校の在学中(第1～3学年)の成績証明書又は成績調査書
高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課発行の「高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書」
大学等に在学する人	大学等在学校の在学期間中の成績証明書など
大学院に進学を予定する人	大学等在学校の在学期間中の成績証明書など
高等専門学校(専攻科)に進学を予定する人	高等専門学校の在学期間中の成績証明書など
高等専門学校を卒業し、大学へ編入学を予定する人	高等専門学校の在学期間中の成績証明書など

④世帯の収入を証明する書類等

◎「世帯の収入」とは、父と母双方、またはこれに代わって家計を支える人の収入をいいます。

- ・両親がいる世帯の場合は、父と母双方の収入の合計
- ・母子または父子世帯の場合は、母または父の収入
- ・父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合は、その人の収入

◎上記の人について、「収入を証明する書類」として次の書類を提出してください。(コピー可)

なお、内容は**令和6年分**を証明するもの。

- ・給与所得者は、原則「源泉徴収票」、ただし「所得課税証明書」でも可
- ・確定申告者は、原則「確定申告書(控)」、ただし「所得課税証明書」でも可
- ・収入無の場合は、「所得課税証明書」

◎大学院において第一種奨学金の貸与を受ける予定の人は、本人及び配偶者の収入を証明する書類を併せて提出してください。

⑤奨学金受給(申込)状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書(別紙様式第2号)

◎申込書に記載された個人情報、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準の確認、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

(2) 提出先

申込書類の提出先は、申込区分ごとに次のとおりとなっています。書類に不備がある場合は受け付けることができませんので、十分に確認のうえ、ご提出ください。

県政策課に書類を持参する場合等は、お電話で事前予約をお願いします。

申込区分	申込書類の提出先
県内の高等学校等に在学する人	在学中の高等学校等
県内の高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業した高等学校等
県内の高等学校等を令和4年度以前に卒業し、大学等に在籍していない人	香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ 奨学金担当 住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10
県外の高等学校等に在学する人	
県外の高等学校等を卒業し、大学等に在学していない人	
大学等に在学する人	
大学院に進学を予定する人	
高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した人	

5 第一種奨学金返還支援対象者の仮認定及び認定

第一種奨学金の採用形態(予約採用又は在学採用)により、今後の手続きが異なりますので、下記の内容に十分ご注意ください。

(1) 予約採用…第一種奨学金の予約採用に申し込む「大学等進学及び進級予定者」

◎本制度の申し込みと別に、在籍する学校等を通じて、第一種奨学金予約申込を行って下さい。

※本制度申し込みの際に、第一種奨学金の申込状況を確認します。

◎県は、予約申込内容を確認した上で、学習成績と所得の状況等をもとに、第一種奨学金返還支援対象者として仮認定します。募集人員を上回る申込みがあった場合には、仮認定されることがあります。仮認定に係る選考結果は、仮認定の可否にかかわらず、令和7年11月上旬頃に申込者本人へ通知する予定です。

◎県は、仮認定者における第一種奨学金の予約採用候補者の決定状況を確認のうえ、大学等へ進学される直前(令和8年3月下旬頃)までに、提出していただく大学等の進学先を確認する書類などに基づき、返還支援対象者として認定を行います。

◎返還支援対象者が第一種奨学金の貸与を受けるには、大学等へ進学後に、所定の手続きを経る必要があります。(進学先の大学等経由で手続き)

(2) 在学採用…第一種奨学金の在学採用に申し込む予定の「大学等進学または進級予定者」

※基本的には、【予約採用】と同様のスケジュールですが、日本学生支援機構第一種奨学金の在学採用と審査要件を合わせるために、進学または進級の直前に最新版の学習成績証明及び世帯所得の書類の提出が必要です。

◎県は、学習成績と所得の状況等をもとに、第一種奨学金返還支援対象者として仮認定します。募集人員を上回る申込みがあった場合には、仮認定されないことがあります。仮認定に係る選考結果は、仮認定の可否にかかわらず、令和7年11月上旬頃に申込者本人へ通知する予定です。

◎仮認定者には、大学等へ進学・進級される直前(令和8年3月中旬頃)までに、大学等の進学先を確認する書類などを提出していただき、第一種奨学金返還支援対象者として認定(3月末頃)します。

◎返還支援を受けるためには、大学等へ進学・進級後に、大学等を通じ、第一種奨学金の在学採用に申込みを行い、第一種奨学金の貸与決定を受ける必要があります。

(3) 既貸与者…既に第一種奨学金を貸与されていて、次年度に1年以上の貸与期間が残っている人が申し込む

◎県は、学習成績と所得の状況等をもとに、第一種奨学金返還支援対象者として認定します。募集人員を上回る申込みがあった場合には、認定されないことがあります。認定に係る選考結果は、認定の可否にかかわらず、令和8年3月末頃に申込者本人へ通知する予定です。

※第一種奨学金の貸与基準を満たすかどうかの判断は、(独)日本学生支援機構が行うため、県が返還支援対象者として認定しても第一種奨学金が貸与されない場合があります。また、給付奨学金と併せて貸与を受ける場合は給付調整として貸与を受けられる月額が制限されます。詳しくは日本学生支援機構のHP (<https://www.jasso.go.jp/index.html>) でご確認ください。

6 第一種奨学金返還支援

第一種奨学金返還支援対象者に認定された人(以下「認定者」という。)が、大学等を卒業後、以下に示す要件を満たした場合、認定者が県に交付申請を行うことで、第一種奨学金の貸与月数(認定以降の月数)に応じて返還額の一部(貸与月数×15,000円を上限)を支援します。

<(例) 返還支援>

貸与形態	返還支援額
大学(貸与期間48ヵ月)	72万円(15,000円/月×48ヵ月)
大学院(貸与期間24ヵ月)	36万円(15,000円/月×24ヵ月)

支援方法は、県が(独)日本学生支援機構に対して支援金の支払いを行い、交付額は、認定者の繰上げ返還額として扱われます。また、支援金額に応じて、支援金が交付される年の所得税(一時所得)の申告義務が生じる場合がありますので、適切な対応をお願いします。

◎大学等を卒業後6ヵ月以内に、県内で居住及び県内の特定分野の業種へ就業(※)すること(アルバイト等は不可。公務員を除く。)が必要です。居住・就業を開始した段階で、認定者現況確認届を提出していただきます。

- ・県内に本社を有する会社に雇用されていること
- ・県内の個人事業者に雇用されていること
- ・県外に本社を有する会社の県内支店(本社は不可)で採用されていること
- ・県内で個人事業(農業、営業など)を営み、確定申告をしている、または申告書において事業専従者として記載されていること

◎県内出身者は引き続き3年間、県外出身者は5年間、県内での居住、特定分野の業種での就業を継続する必要があります。

◎支援要件を満たした人は、第一種奨学金返還支援金交付申請書を提出していただく必要があります。

ます。

◎認定者となった人でも、大学等の学業成績等により第一種奨学金の交付の取りやめとなっている場合は、返還支援の対象となりません。

※ 特定分野の業種への就業とは、県が策定した「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画のうち、下記 7 分野への就業のことをいいます。

なお、就業先が特定分野の業種に該当するかどうかの判定は、卒業後、県内に居住、就業を開始した時点で、認定者現況確認届を提出いただき、個別に判断しますので、特定分野の業種と見なさない場合は、第一種奨学金の返還支援が受けられないことがあります。

＜特定分野＞

①地域資源や伝統技術を活用した特徴ある食品・バイオ関連分野

- ・オリーブ生産、オリーブを活用した商品づくりに関わる農畜水産業
- ・冷凍調理食品、発酵食品、希少糖に関わる食料品製造業 など

②健康関連分野

- ・医薬品に関わる化学工業、食品製造業
- ・K-MIX RなどのICTを活用した医療に関わる情報サービス業
- ・医療用機器、福祉用具に関わる業務用機械器具製造業 など

③先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野

- ・炭素系材料、材料技術に関わる化学工業、窯業・土石製品製造業
- ・微細構造デバイス技術・ナノテクノロジーに関わる電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・建設機械、ロボット部品、半導体製造部品等に関わる生産用機械器具製造業 など

④エネルギー・環境関連分野

- ・リサイクルに関わるプラスチック製品製造業、非鉄金属製造業
- ・省エネルギー関連技術・製品に関わる金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 など

⑤高品質な農産物づくり分野

- ・高品質な農産物づくりに関わる農業（担い手農家など）
- ・農商工連携、6次産業化に関する食料品製造業、飲食料品小売業 など

⑥観光関連分野

- ・観光情報提供に関わる情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
- ・観光地づくりに関わる宿泊業、旅行業、各種運輸業 など

⑦情報通信関連分野

- ・情報処理サービス業及びソフトウェア業
- ・クリエイティブ産業（映像・音声・文字情報制作作業・デザイン業）
- ・インターネット付随サービス業 など

第一種奨学金返還支援制度の特色

若者の地元定着を促進するため、以下の2点の特色があります。

(1) 卒業後、県内で居住、特定分野の業種に就職した場合、奨学金返還額の一部を支援

奨学金返還支援対象者である第一種奨学金の奨学生が大学等を卒業後、県内に居住し、県内で特定分野の業種に就業し、一定の条件を満たす場合に、奨学金の返還額の一部を支援することで若者の地元定着を促進します。

(2) 香川県大学生等奨学金に比べ対象者を拡大

本県独自に実施している香川県大学生等奨学金制度は、県内学生の大学進学を経済的に支援することを目的の一つとしており、既に進学している方や県外出身者は、奨学金貸与の対象者としていません。

一方、第一種奨学金返還支援制度の大きな目的は、地域の中核的企業等を担う人材の地元への定着促進であり、大学等への進学・進級者だけでなく、大学等の在学者も対象としています。また、県内出身者だけでなく、県内大学等へ進学・進級又は在学する県外出身者にまで認定者の対象を拡大し、若者の地元定着を促すこととしています。

Q & A

Q 県内に在学する高等学校生です。大学卒業後、出来れば県内での居住・就業をしたいと考えていますが、卒業後のことなので現時点では、はっきりしません。第一種奨学金返還支援対象者として認定を受けることができますか？

A 申込時点では、県内での居住・特定分野の業種への就業の意志があることを確認でき、資格要件を満たせば、第一種奨学金返還支援対象者の認定を受けることが可能です。仮に卒業後、第一種奨学金の返還支援の要件を満たさない場合には、第一種奨学金の返還支援の対象とはならず、第一種奨学金を通常通り返還いただくことになります。

Q 第一種奨学金返還支援対象者の認定を受けられる人の進学・進級先を、主に大学等の理工系学部・学科としているのは、なぜですか？

A 県の「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画において、地域の強みを生かした成長産業の育成や、総合的な産業人材の育成・確保を図っており、それらの分野の業種において不足している人材が、県内の求人倍率等の状況から理工系学部・学科の人材が多いと判断しているためです。

Q 農学部へ進学し、個人でオリーブを栽培する県内農家となる場合、第一種奨学金の返還支援を受けることができますか？

A 就業を確認できる書類（確定申告書等）を提出していただければ、第一種奨学金の返還支援を受けることができます。

Q 看護・福祉系学部・学科への進学を考えています。第一種奨学金の返還支援を受けることができますか？

A 進学先が理工系の学部・学科とならないため、第一種奨学金の返還支援を受けることはできません。

Q 医療技術系の学部・学科や薬学部への進学を考えています。卒業後、病院や薬局で働く場合、第一種奨学金の返還支援を受けることはできますか？

A 特定分野のうち健康関連分野については、医薬品の製造、医療用機器、福祉用具の製造販売に関する企業、K-MIX R（かがわ遠隔医療ネットワーク）などの医療・福祉関係の ICT に関する企業など、健康関連のものづくり企業等を想定しており、これらに関する企業などへの就業でなければ、第一種奨学金の返還支援を受けることはできません。

Q 大学等を卒業後、観光関連分野へ就業予定の場合、その業務と直接関連する大学等の学部・学科へ進学すれば、大学等の理工系学部・学科への進学・進級以外でも第一種奨学金の返還支援を受けることができるとされていますが、こういった場合が該当しますか？

A 観光関連分野の業種としては、宿泊業、旅行業、運輸業、観光関連の情報サービス業などを想定しており、例えば、旅行業への就業のための観光ビジネス学科への進学などが想定されます。

<お問合せ先>

香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ

住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

TEL：087-832-3122、FAX：087-806-0234